

受託単価規定

有限会社キュー

東京都杉並区浜田山 1-22-5-505

代表取締役 金子 文子

標準業務に関する受託単価については、職務区分に応じて、以下の通り基準日額および基準時間単価をもって定める。

受託単価基準（単位：円、税抜き）

職務区分	基準日額	基準時間単価	職務内容など
ディレクター	56,000	8,000	実務を統括すると共に、専門的知識とスキルを要して業務にあたる。
デザイナー	28,000	4,000	デザイン業務全般に精通し、ディレクターの指示のもと、デザイン業務にあたる。
エディター	28,000	4,000	編集業務全般に精通し、編集業務にあたる。

※基準日額の稼働時間は7時間を想定している（移動時間等含む）。

※基準日額及び基準時間単価は標準業務単価であり、実際に受託する事業の業務量及び難易度等を勘案して増減する場合がある。

労務費のほか旅費、物品費等その他受託事業の実施に必要な経費については予想される実費により計算する。

2025 年 4 月 1 日制定